

# TaxFlash



## より多くのサービスが第 23 条源泉税の課税対象となる

所得税法(2008 年第 36 号)の第 23 条 1 項 c では、3 つの指定サービス(すなわちテクニカル、マネジメントおよびコンサルティングサービス)に加え、その他の特定サービスの対価は総額の 2% が源泉税の課税対象となります(第 23 条源泉税)。2015 年 7 月 27 日、財務大臣は第 23 条源泉税の課税対象となる 62 のサービスを網羅する財務大臣規則 No.141/PMK.03/2015 (以下「PMK-141」) の公布を通じ所得税法第 23 条 1 項 c の規定を更新しました。PMK-141 は従来の財務大臣規則 No.244/PMK.03/2008 を廃止し、その成立から 30 日後(すなわち 2015 年 8 月 26 日)に効力を生じます。

以下は PMK-141 に基づき課税対象となるサービスの一覧です。更新部分は太字で示してあります。

- 鑑定評価
- アクチュアリー
- 会計、記帳代行および証明
- デザイン
- 石油・ガス鉱業のための掘削(恒久的施設によって実施される場合を除く)
- 地熱、石油およびガス採掘・採取のサポート
- 一般鉱業(すなわち、地熱、石油およびガス以外)のサポート
- 航空および空港サポート
- 森林伐採
- 廃棄物処理
- 人材派遣/アウトソーシング
- 仲介/代理業
- 証券取引(証券取引所、KSEI および KPEI によって実施される場合を除く)
- 委託および保管(証券取引所、KSEI および KPEI によって実施される場合を除く)
- ダビング録音
- フィルムミキシング
- コンピュータ関連(すなわちソフトウェア、ハードウェアまたはシステム)
- 据付(例えば、電気、機械、または通信設備)ただし、資格を有する建設会社によって実施される場合を除く
- 保守修繕(例えば、電気、機械、または通信設備)ただし、資格を有する建設会社によって実施される場合を除く
- 委託製造(「マクロン」/Toll manufacturing)
- 調査および警備
- イベント企画準備
- マスメディア、屋外メディア、その他メディアの宣伝および/または公告のための場所や時間の提供
- 害虫駆除
- 清掃
- ケータリング
- 梱包

- 法律
- 建築
- 都市計画およびランドスケープ・アーキテクチャ
- フィルム・プロモーション・ツール、公 告、ポスター、写真、スライド、バナー、パンフレット、およびビルボードの作 成
- ウェブサイト構築
- インターネット
- データ、情報および/またはプログラ ムの保管、加工、および/または配布
- 車両および/または陸路、海路、およ び空路による交通手段のメンテナン ス
- 凈化槽の吸引
- プールのメンテナンス
- 貨物輸送
- 物流
- ドキュメント処理
- 荷役
- 実験および/または試験(教育機関が 学術研究において実施する場合を除く)
- 駐車場管理
- 建設目的の土質試験
- 土地造成および/または耕作
- 播種および/または蒔き付け
- プラント・メンテナンス
- 収穫
- 農産品、プランテーション産品、水産品、 畜産品および/または林産品
- 装飾
- 印刷/出版
- 翻訳
- 国際運輸(第 15 条所得税の課税対 象となる者は除く)
- 港湾関連
- パイプラインによる輸送
- 育児
- 研修および/または教育
- ATM への現金の輸送および積み込 み
- 認証
- 土地測量
- テスター(試験実施サポート)
- 中央または地方政府の予算により費 用が賄われるサービスの内、上記に 記載されないもの

PMK-141 では、貨物輸送サービスは以下の様に定義されています---商品の所有者の利益を代表し、商品を陸路、海 路および/または空路にて適切に輸送するのに必要な全ての活動(受領、保管、仕分け、梱包、タグ付け、測定、計量、 ドキュメント処理、貨物書類の発行、輸送および保険費用の計算、ならびに権利を有する当事者が商品を受け取るまで の関連費用の精算を含む)を取りまとめるために行われる事業。

また PMK-141 では、地熱、石油およびガス鉱業のサポートサービスの範囲において掘削、生産および閉山の過程に おける全てのサービスを網羅する新たなサブ・サービスを追加しています。さらに一般鉱業についても新たなサービス、 すなわち動員および/または動員の解除、会社設立の手続処理、資金調達、整地、備蓄、および一般鉱業における類 似のサービスが追加されました。この中で、資金調達サービスが鉱業のサポートサービスとして分類されている点は特 筆すべきでしょう。

また今回の規定の変更では、従来の下位規則(すなわち国税総局通達 No.SE-53/PJ/2009)から複数の主要規定が 採用されました。これには、第 23 条源泉税の課税対象からの払い戻しの除外、およびこの除外に必要となる証憑の種 類が含まれます。

源泉徴収義務者は、上記規則を確実に遵守するために上記一覧を確認すべきでしょう。また上記一覧に該当するサー ビスプロバイダについては、自社のキャッシュ・フローを管理し、年度所得税申告に向けて自社の納税状況を把握する ために分割納付額について確認すべきでしょう。

上記の国際税務アップデートに関して、ご質問等がございましたら PwC の御社担当者までお気軽にご連絡ください。

## Your PwC Indonesia contacts

**Abdullah Azis**  
abdullah.azis@id.pwc.com

**Adi Poernomo**  
adi.poernomo@id.pwc.com

**Adi Pratikto**  
adi.pratikto@id.pwc.com

**Alexander Lukito**  
alexander.lukito@id.pwc.com

**Ali Widodo**  
ali.widodo@id.pwc.com

**Andrias Hendrik**  
andrias.hendrik@id.pwc.com

**Anthony J. Anderson**  
anthony.j.anderson@id.pwc.com

**Anton Manik**  
anton.a.manik@id.pwc.com

**Antonius Sanyojaya**  
antonius.sanyojaya@id.pwc.com

**Ay Tjhing Phan**  
ay.tjhing.phan@id.pwc.com

**Brian Arnold**  
brian.arnold@id.pwc.com

**Engeline Siagian**  
engeline.siagian@id.pwc.com

**Enna Budiman**  
enna.budiman@id.pwc.com

**Felix MacDonogh**  
felix.macdonogh@id.pwc.com

**Gadis Nurhidayah**  
gadis.nurhidayah@id.pwc.com

**Gerardus Mahendra**  
gerardus.mahendra@id.pwc.com

**Hanna Nggelan**  
hanna.nggelan@id.pwc.com

**Hendra Lie**  
hendra.lie@id.pwc.com

**Ivan Budiarnawan**  
ivan.budiarnawan@id.pwc.com

**Laksmi Djuwita**  
laksmi.djuwita@id.pwc.com

**Lukman Budiman**  
lukman.budiman@id.pwc.com

**Mardianto**  
mardianto.mardianto@id.pwc.com

**Margie Margaret**  
margie.margaret@id.pwc.com

**Parluhutan Simbolon**  
parluhutan.simbolon@id.pwc.com

**Peter Hohtoulas**  
peter.hohtoulas@id.pwc.com

**Runi Tusita**  
runi.tusita@id.pwc.com

**Ryuji Sugawara**  
ryuji.sugawara@id.pwc.com

**Soeryo Adjie**  
soeryo.adjie@id.pwc.com

**Sutrisno Ali**  
sutrisno.ali@id.pwc.com

**Suyanti Halim**  
suyanti.halim@id.pwc.com

**Tim Watson**  
tim.robert.watson@id.pwc.com

**Tjen She Siung**  
tjen.she.siung@id.pwc.com

**Yessy Anggraini**  
yessy.anggraini@id.pwc.com

**Yuliana Kurniadja**  
yuliana.kurniadja@id.pwc.com

**Yunita Wahadaniah**  
yunita.wahadaniah@id.pwc.com

## [www.pwc.com/id](http://www.pwc.com/id)

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to [maria.purwaningsih@id.pwc.com](mailto:maria.purwaningsih@id.pwc.com).

**DISCLAIMER:** This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2015 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesia member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.